

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年9月25日認可した。

平成19年10月5日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区名	土地改良事業名
仲南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大口堂谷揚水機地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）ふえの木・丸山池地区
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（さく井改修事業）南鳴大井地区